

115年続く民法規定改正迫る

関連四条に記す
べて国民は、法の下に
平等であつて、人種、
信条、性別、社会的身
分または門地により
政治的、経済的または
社会的関係において、
差別されない。
國籍法による子の相続分は、嫡出で
ある子の相続分の二分
の1とする。

結婚していない男女間に生まれた婚外子の遺産
相続が、結婚した夫婦の子の半分とした民法規定
が憲法に反するかどうかが争われた裁判の特別抗
告審の決定で、最高裁大法廷(裁判長・竹崎博允
長官)は四日、「憲法一四条が保障する法の下に
平等に反する」として、規定を違憲とする初判断
を示した。――核心③決定要旨⑥関連②社説⑤面

解決済みには適用せず

最高裁が法律の規定を違憲と判断したのは、婚外子の国籍取得をめぐるOHO八年六月の国籍法判決以来、戦後九件目で、民法では初めて。明治時代から百五十五年続く民法の規定は改正を迫られる。決定を避け、政府は早ければ秋の臨時国

議院へ提出する。そこで考慮すると、子に

決定骨子

- 家族の在り方に対する国民意識が多様化し、個人をより尊重すべきだと考えが確立された
- 婚外子の差別撤廃は各國で進み、国連は日本に繰り返し是正を勧告
- 事情の変化を総合考慮すれば、婚外子の相続分を嫡出子の半分とする民法の規定は2001年7月には違憲だった
- 今回の決定は解決済みの相続に影響を及ぼさない

最高裁 初判断 家族の多様化考慮

婚外子相続差別は違憲

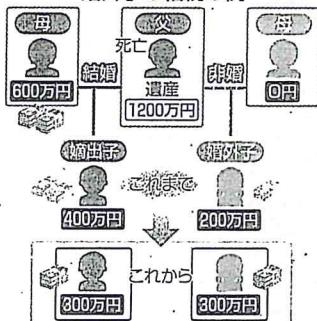


中日新聞東京本社
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号
〒100-8505 電話 03(6910)2211

新宿
西口
141雨宮ビル
03-3342-0141

紙面について
●電話 03-6910-2201
(土日祝日除く)
9:30~17:30
●FAX 03-3595-6935
購読お申し込み
0120-026-999
1ヶ月定価税込み
(朝・夕刊) 3250円
配達・集金について
03-6910-2556
TOKYO Web
www.tokyo-np.co.jp

婚外子の相続の例



婚外子は1990年
1万3000人から2
011年は2万300
人に増加。出生数
0人で割合も1.1%
から2.2%に上昇し
た。相続については
民法900条4号ただし
書きで「嫡出でない者
の相続分は嫡出子の2
分の1とする」と規定
され、婚外子は非
嫡出子とも呼ばれる。
夫婦の子どもを嫡出
上の結婚をしない
もの。民法は結婚してい
ない男女の子どもを
夫婦の子どもを嫡出
のちやくしゆつし
と規定し、婚外子は非
嫡出子とも呼ばれる。

定した。

決定によって、進行

中の相続紛争なら、婚

外子も同等に遺産相続

できることになる。最

高裁の調査によると、

全国の家裁で継続中の

調停や審判のうち、婚

外子に関わるのは昨年

未現在、全体会の1.6

%の百七十六件。

一方、O-O年七月以

降既に解決した遺產

の上で、今回決定

を出した一件の裁判の

うら、先に死亡した東

京都の男性の相続開始

時であるO-O年七月に

は違くとも、規定が憲

法に違反していたと認

めた。逸郎判事は加わらなか

った。

その上で、今回決定

を出した一件の裁判の

い理由で、不利益を及

ぼすことは許されな

い」との判断を示し

た。

大法廷は決定理由

を述べた。大法廷は

大法廷は決定理由

を述べた。大法廷は

大法廷は決定理由

を述べた。大法廷は

大法廷は決定理由

を述べた。大法廷は

相続について、法的安
定性に配慮し、今回の
決定によって、進行
中の相続紛争なら、婚
外子も同等に遺産相続
できることになる。最
高裁の調査によると、
全国の家裁で継続中の
調停や審判のうち、婚
外子に関わるのは昨年
未現在、全体会の1.6
%の百七十六件。

一方、O-O年七月以
降既に解決した遺產
の上で、今回決定
を出した一件の裁判の
うら、先に死亡した東
京都の男性の相続開始
時であるO-O年七月に
は違くとも、規定が憲
法に違反していたと認
めた。逸郎判事は加わらなか
った。

その上で、今回決定
を出した一件の裁判の
い理由で、不利益を及
ぼすことは許されな
い」との判断を示し
た。

大法廷は決定理由

を述べた。大法廷は

婿外子の遺産相続は、法律婚の子の半分!。この民法の規定を憂高裁が「違憲」と断じたことは、明治民法から続く婿外子差別の解消を迫る大転換である。国会は早急に不平等な法を止すべきだ。

婚外子差別違憲

「子にうつて自分のない事項で、不とは許されない」とは、婚外子の定は、下の平等」などと反を突きつけたば、当然の結論といえよう。

つらい思いに終止符を

說

結婚してしない
男女の子も、個人として尊重され、権利も保障されねばならない。だが、婚外子の相続分は半分しか認められてこなかった。百五年前の明治民法で、この定めが盛り込まれたのは、戸主を長とする家制度」があつたからだ。戦後の大改訂でも、そのまま引き継がれていた。平等化を阻んできたのは、「不倫を助長する」「家族の絆を弱める」といった国会議員らの反対の声だ。だが、内閣府の世論調査で、国会の裁量権に委ねた結果だ。だが、戦後間もない時期にも改正論はあつたえ、九六年には法制審議会が「相続分は同等」とする改正案を答申している。直す機会は過去にあったのだ。

は救われない。だから、早く法を是正すべきなのだ。
相続格差のほかにも、問題は残る。出生届には嫡出子かどうかのチェック欄がある。未婚の母には、税法上の不利益もある。父から認知されていない子は、遺族基準年金などを受給できない。

は、婚外子への不利益な扱いについて「してはならない」との意見が今や61%にのぼっている。

2013.9.5



平安時代の書物でも義理の親子関係はやはり日本社會ではなかなかかつたかった。『林草子』にこんな記述がある。(あつぶねの)おきもの、(耳)聞けぬといふのは、姑に居たる嫁の夫である。ありがとうござひせ珍しきことの意味である。二世代が同居する大家族が減った現代では、嫁姑の眞面も形を整えてじうのう。家族のあり方は時代とともに変わるものだ。高齢化社会の現状では、家庭は現在、家族の形としては二番手になってしまった。最新の国勢調査

査では、最も多かつたのは單身母常。縦井英三の三顧を越えて長くトシアだつた「未婚女子ひいわいじゆを守る」を初めて上回つた。家制産を重んじる家族體の押しつけでござり、時代の變化に於ておなじいのは自明だろう。婚嫁といふ事は男女の性いわゆる婚嫁してくる夫婦の子どもの遺産相続の格差を定めた民法の規定をめぐり、最高裁判法廷は差のうべの遺産判断を示した。十八年前の合意裁判の委託である「あからさまな相続差異別が幾つも世界で少數である。かつては法制審議会が差異別を徹底する民法改正案を答申したが、自民党内などから「不倫を助長する」となり且つ政治的立場に反対され、区絶が相次ぎ、出生による差異別は選択されてきた。「私の価値は二分の一です。」訴えた女性はそつ語つていただ。すいわいは妻を選べなく。11月投票を終え、出立たれりけりだけの議員を要じた國会と司法の責任は重い。

婚外子の相続規定をめぐる最高裁の決定を受け、記者会見する当事者の女性＝4日午後、和歌山市で

「本当の意味での価値を取り戻した。高揚感でいっぱい」。家事審判の当事者の婚外子女性は、規定を遺憲と断じた四日の最高裁判定後、和歌山市内で記者会見した。笑顔も交えながら心境を語り、最後には「決定は平等な社会への一つのきっかけ」と力を込めた。決定は代理人の岡本浩一郎護士から電話で伝えられ、「涙が止まらない」と涙ぐむ。張の面持ちで臨んだ会見では、「すべての子どもが平等なのは当然だ」といふ言葉が、裁判所に認めてもらいたい「幸せ」と喜びをこじめようとする一方、違憲判断を受けた時間がかかったことについて「納得できない」と理由があれば引いた。

おなじく、おひやさん、おおやじさん

都内の60歳女性も歓迎
理不尽さ乗り越えてきた



残る偏見なくしたい

婚外子相続差別違憲

憲判断から違憲判断に転じた。決定が出た直後、最高裁前に「憲法違反」の垂れ幕が掲げられるなど、詰め掛けた婚外子や支援者からは、大きな拍手と歓声が広がった。

最高裁大法廷がこれまでに、法律の規定を違憲と判断したのは次の通り。

専属殺の重罰を定めた刑法の規定は、刑が極端に重すぎて不平等だ（1072年4月）

■薬局の新規開設を制限する薬事法の規定は、職業選択の自由を侵害する(75-1)

衆院選で「一票の不平等」を生じさせた公職選挙法の定数配分規定

は不平等だ(76・4と85・7の2件)
■共有林の分割を制限した森林法の規定は、財産権を侵害する(87・4)。
■賠償の範囲を一部削除した郵便法

の規定は、国に対する賠償請求権の保障に反する（2002・8）

の保障に反する (02・9)
海外在住の日本人の選挙権を制限した公選法の規定は、選挙権の保障に反する (05・9)
離婚夫子の国籍取得に両親の結婚を要件とした国籍法の規定は不平等だ (08・6)

が、司法が遺憲判断ちゅうちよする一番理由だった。今回の定は、既に確定した庶分割に影響を及ぼすないように努力を傾注したのが特徴。定性と違憲判断を両させる新たな判断で賢明な選択と言える。婚外子相続規定は個の尊厳、法の下の平等に反すると言明して、国会は直ちに廃り